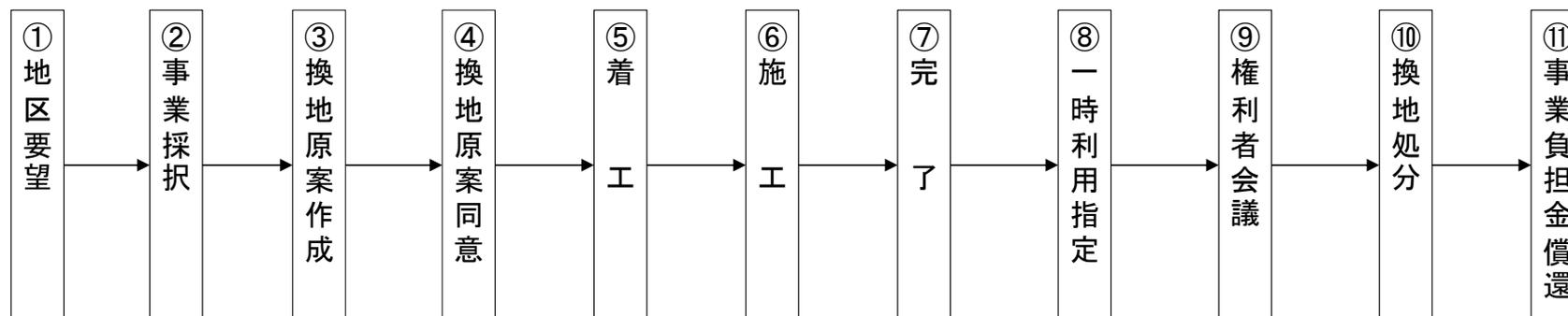


## 農地基盤整備事業と機構貸借事業(農地中間管理事業)

農地基盤整備事業の流れ



機構活用のタイミング ⑨権利者会議から⑩換地処分の間以外は、活用できます。

25

留意事項

農地基盤整備事業の実施段階ごとの機構事業の活用留意事項は次の表のとおりです。

農地基盤整備事業の実施段階	特徴	対応の方法
一時利用指定の前 (従前地) ② ~ ⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地中間管理事業による農地集積状況を踏まえ換地計画を作成することが可能</li> <li>面工事前までは、農地の実際の区画形状や番地等が変わらず、受け手が分散した農地での耕作を強いられるケースがある。</li> <li>工事着工までの期間を考慮する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地中間管理機構への農地貸付は従前地。</li> <li>面工事後に、一時利用の指定が行われ、換地処分後に土地の権利が確定するため、最終的な地番、面積等に基づき機構との賃貸借契約等の変更が必要となる場合がある。</li> </ul>
一時利用指定時 ⑧	<ul style="list-style-type: none"> <li>面工事の実施により区画形状の変更が生じるため、従前地と換地(一時利用地指定)の関係を整理する必要がある。</li> <li>工事中は、面工事が改良したブロックのみで、換地(一時利用指定)が完結しない場合があり、農地の1対1対応が困難で複雑となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約は従前地と一時利用指定の併記。</li> <li>換地処分後、機構との賃貸借契約等の変更が必要となる場合がある。(同上)</li> </ul>
換地処分後 ⑩	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地整備事業完了直後であれば、農地情報や推進体制等整っており、それを活用して農地中間管理事業を進めることが可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>換地処分後の賃貸借契約等の手続きがあるので、上のケースに比べれば作業負担が軽減されることもある。</li> </ul>